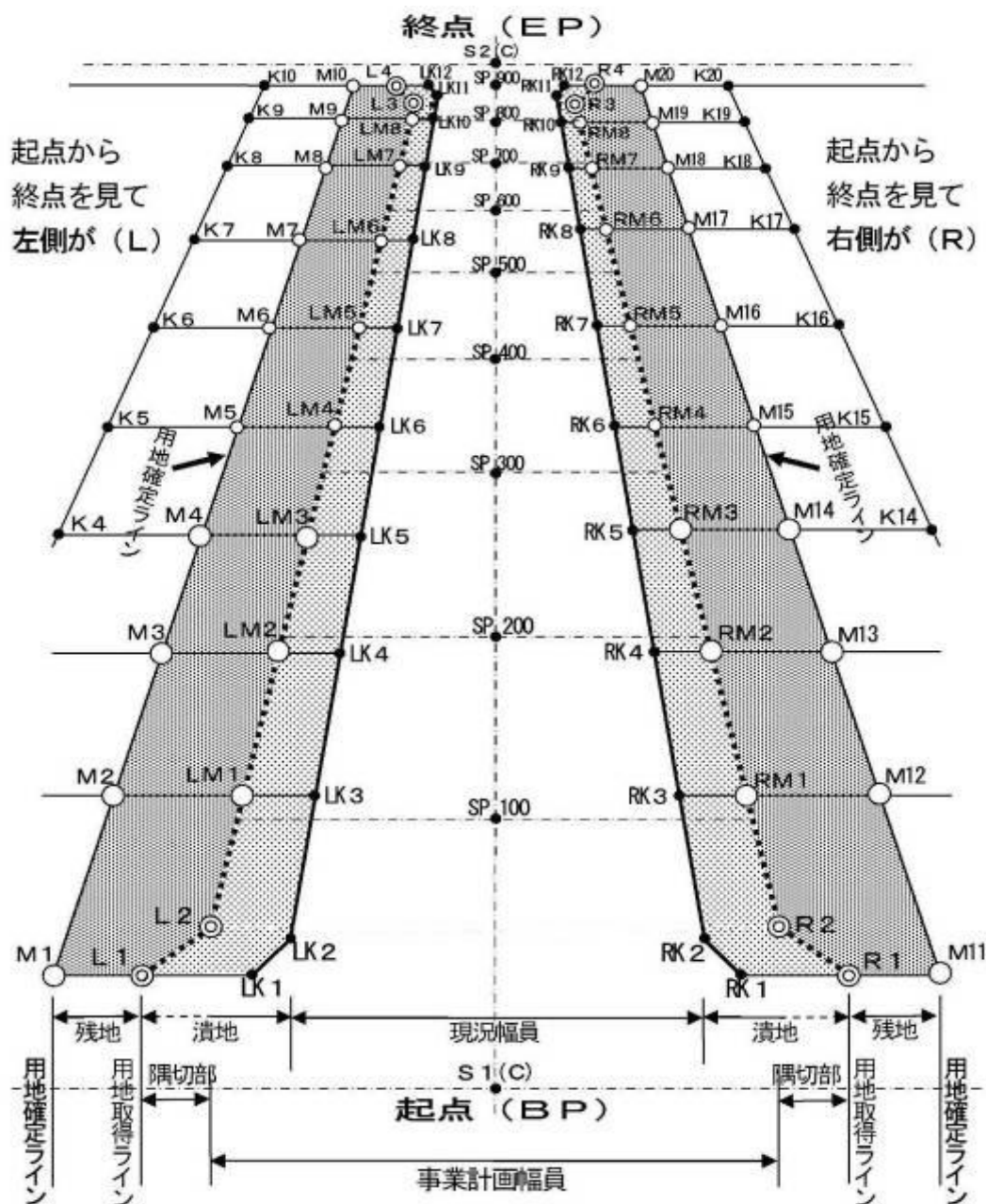


図一 1 街路・道路事業における境界点記号の配点例

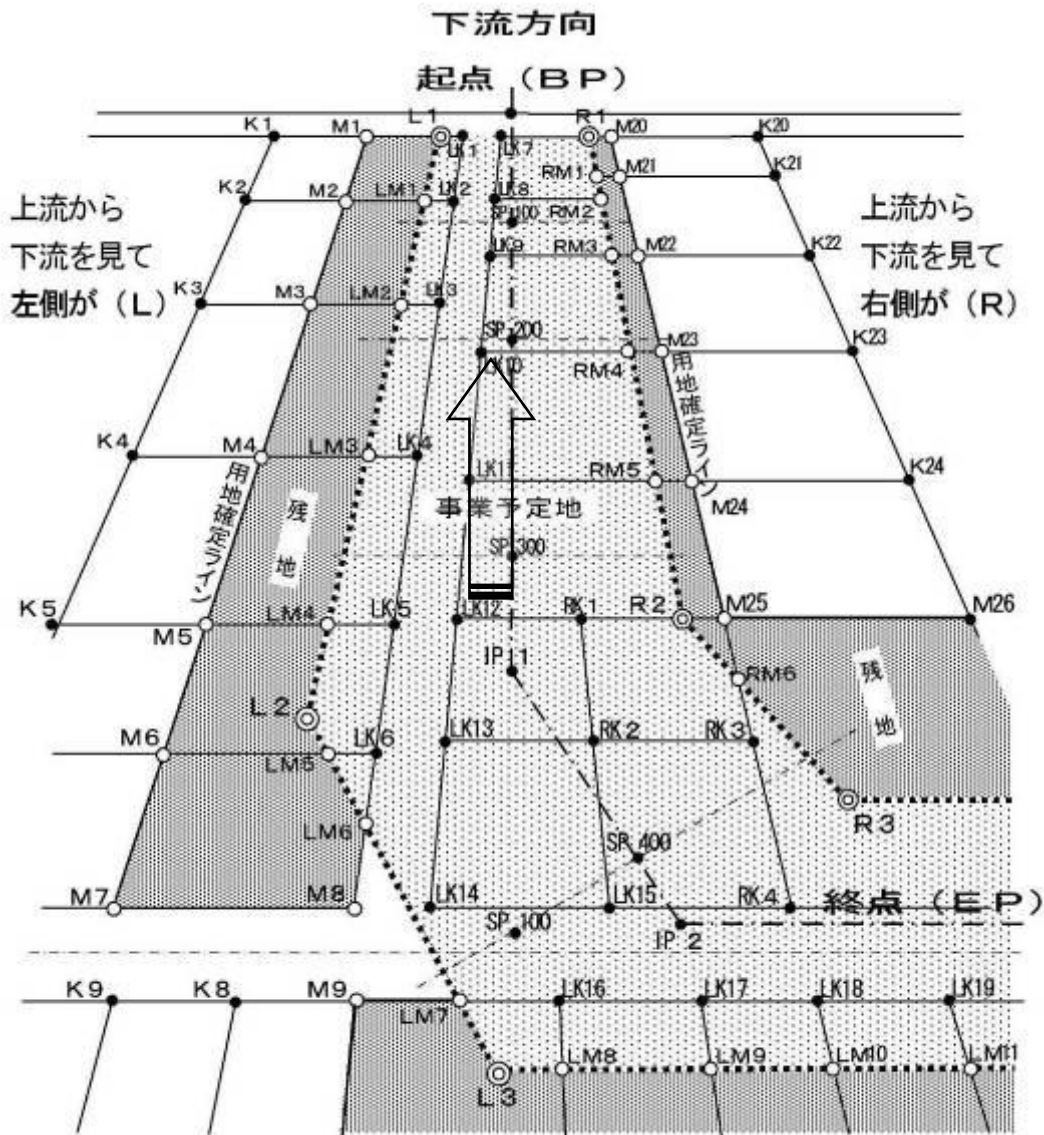
記号（確定点）：L・R・LM・RM・LK・RK・M・S・SP
 （計算点）：K・KS・（SP）
 （既設点）：E・DE・C



1. 関係権利者の確認（承諾）が得られなかった点について、頭にKを付け加えること。
2. 用地確定ラインの境界点（M）について、過年度にK点が付されている場合は、頭にMの記号を加えて、MKとすることができる。
3. 用地幅杭が必要な場合は、**作業規程 第564条**に従って、中心点等から中心線に直交する方向の用地幅杭点に設置するものとする。
4. 中心点（SP）は、設計図書及び担当職員の指示により設置するものとする。

図一 2 河川事業における境界点記号の配点例

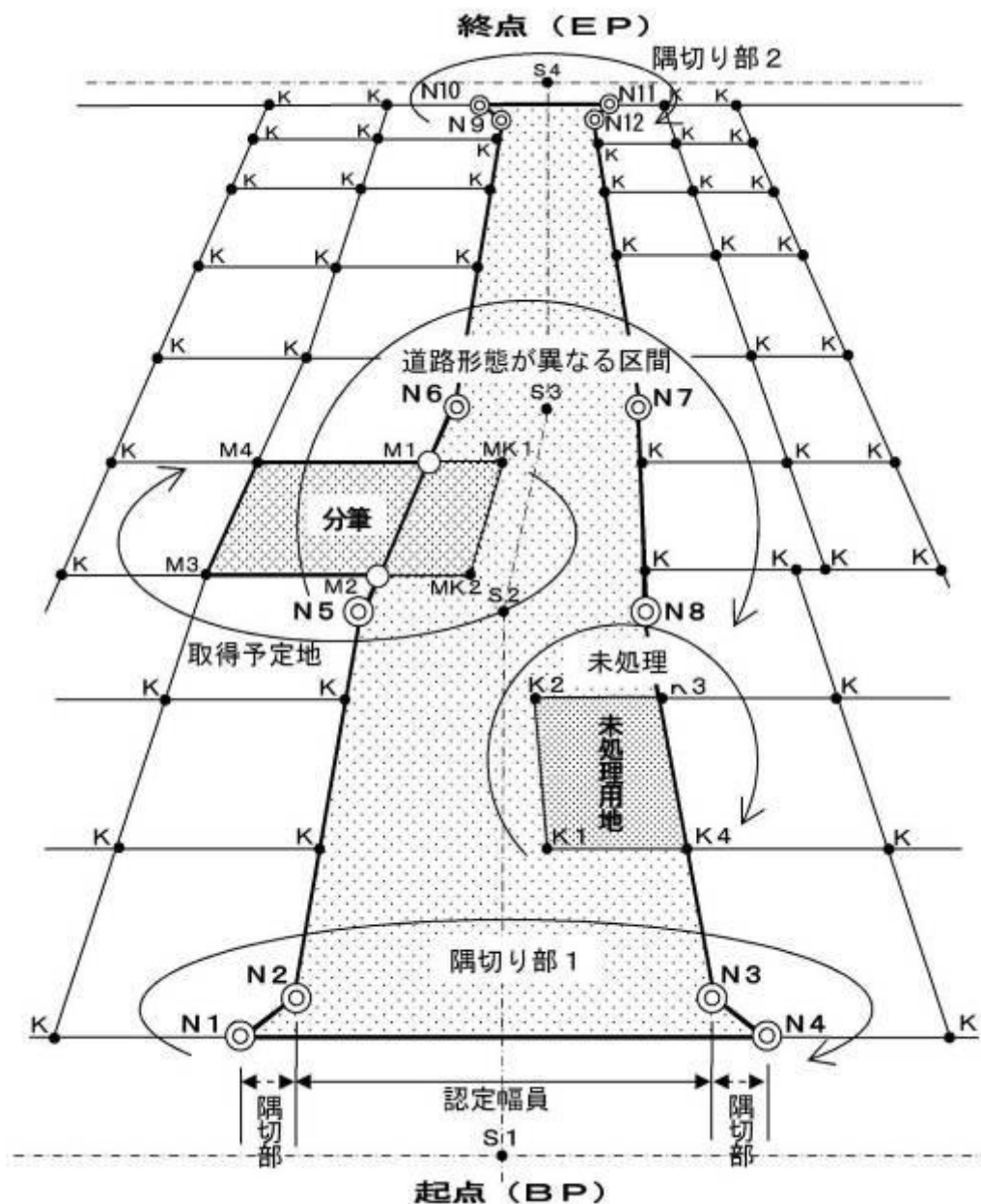
記号 (確定点) : L・R・LM・RM・LK・RK・M・S・SP・IP
 (計算点) : K・KS・(SP)
 (既設点) : E・DE・C



1. 関係権利者の確認 (承諾) が得られなかった点について、頭にKを付け加えること。
2. 用地確定ラインの境界点 (M) について、過年度にK点が付されている場合は、頭にMの記号を加えて、MKとすることができる。
3. 中心点 (SP) 及び交点 (IP) は、設計図書及び担当職員の指示により設置するものとする。
4. 用地幅杭が必要な場合は、作業規程 第 564 条 に従って、中心点等から中心線に直交する方向の用地幅杭点に設置するものとする。

図-3 市道認定又は道路台帳整備事業における境界点記号の配点例

記号（確定）：N・M・S
 （計算）：K・KS
 （既設）：E・DE・C



1. 各境界点の番号は、道路形態が異なるごと（偶切り部・屈曲部・不定幅等）、又は分筆等の対象地ごとに、起点側から時計回りで整理すること。
2. 認定（予定）区域内に未処理用地がある場合は、その境界点についても全てK点（時計回り）で整理すること。
3. 詳細については、道路台帳作成要領を参照のうえ、担当職員と協議すること。

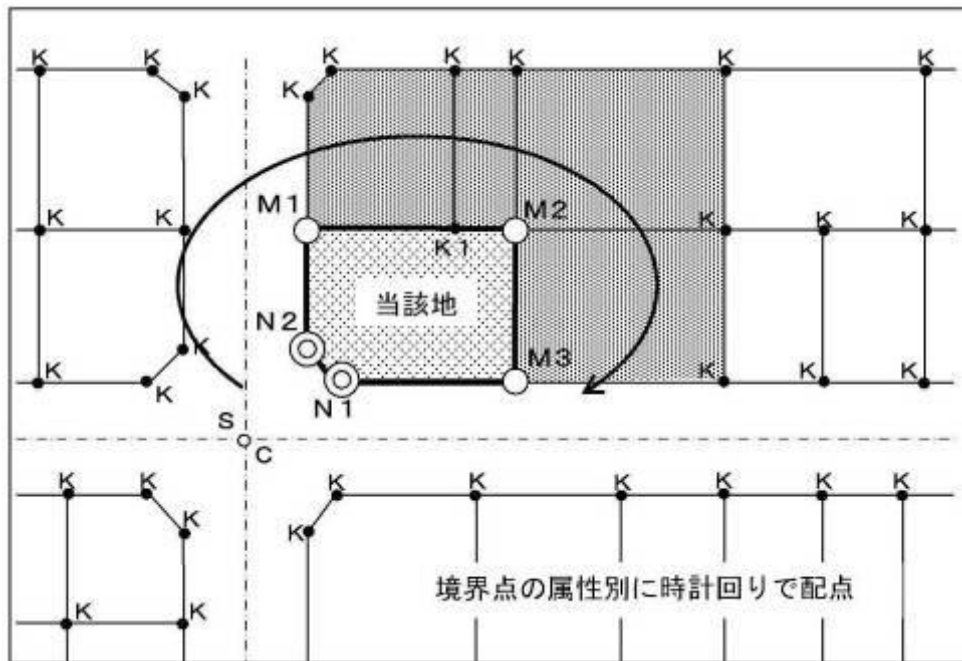
図-4 一筆地等における境界点記号の配点例

記号（確定点）：N・M・S

（計算点）：K・KS

（既設点）：E・DE・C

1. 境界点の一部が道路境界点と一致する場合



2. 直線の道路境界線に接する土地の場合

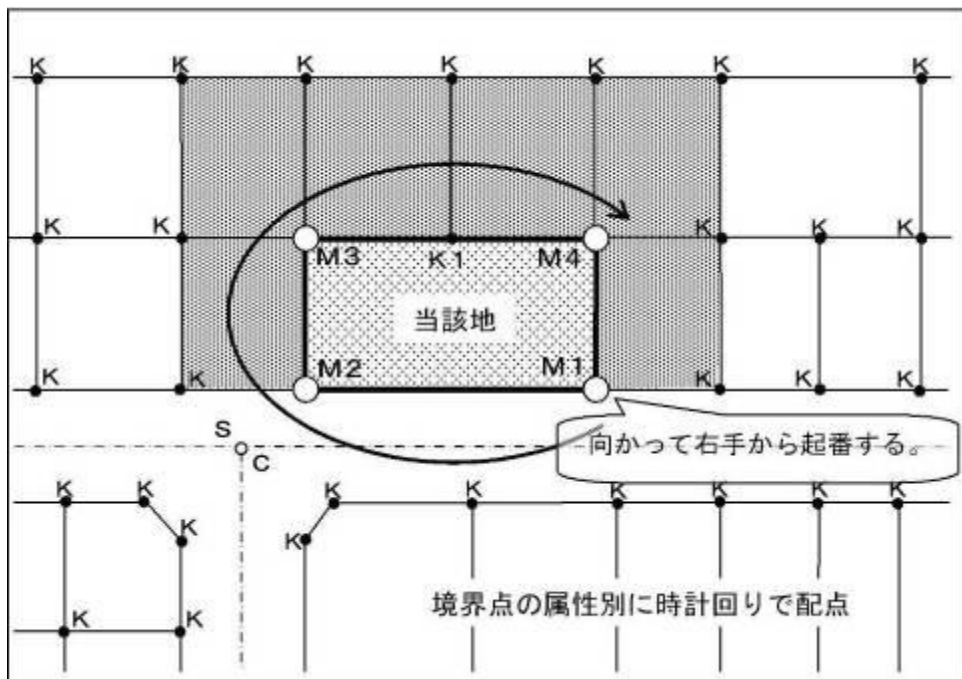
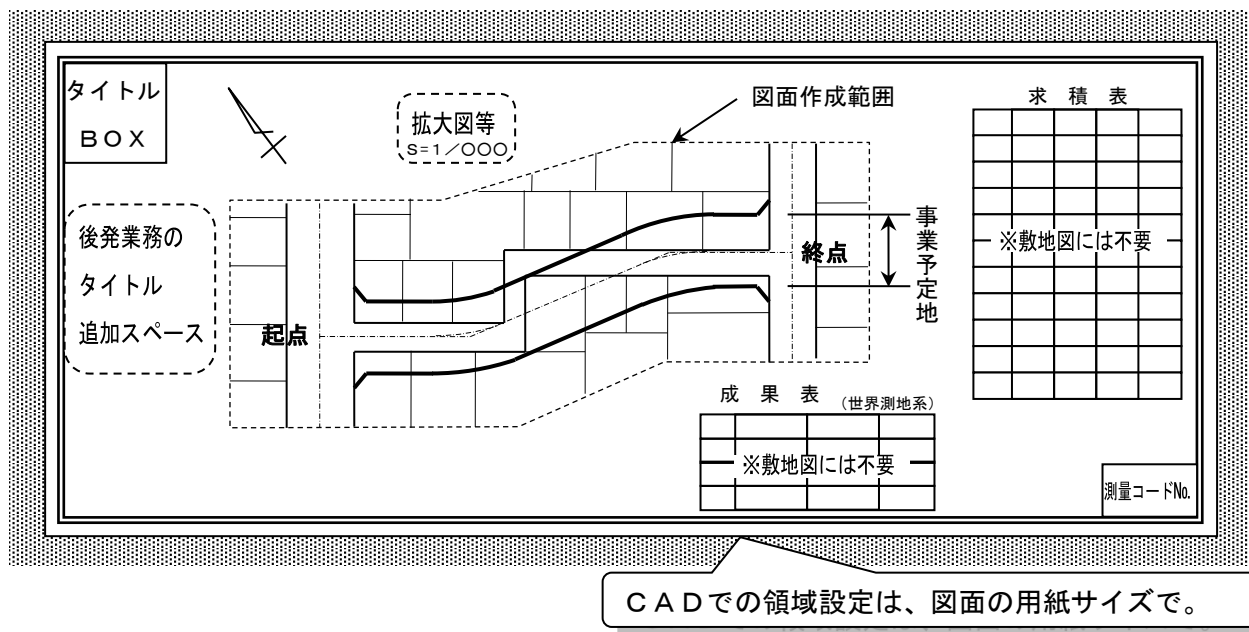


図-5 敷地図・求積図 標準レイアウト



1. 本市の業務で作成する敷地図及び求積図に、下記事項を記載すること。

(1) 調査測量（敷地図）の場合

- ① 既認定道路の区域内に路線名・路線番号・幅員。
- ② 境界線に記入する辺長は、公図辺長とする。
- ③ 区界・町界線、及び区名・町名・条・丁目・地番等の情報。
- ④ 既設境界標（所定の記号で表現すること。）

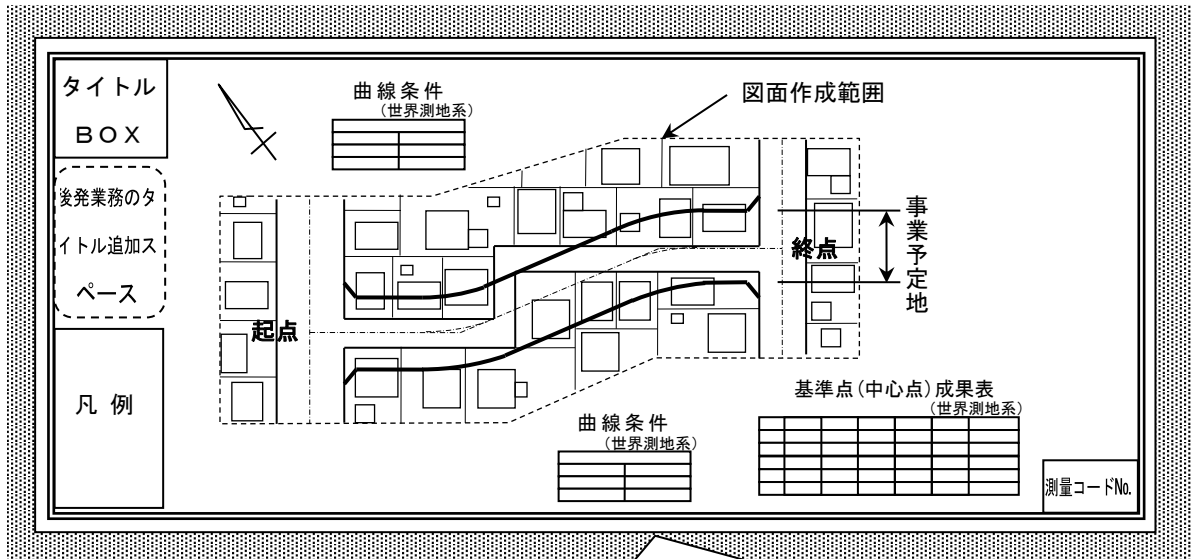
(2) 確定測量（求積図）の場合は、さらに次の事項について描き加えること。

- ① 事業計画に基づく中心線・用地幅杭線・事業区域界・幅員等。
- ② 事業計画に基づいて確定された境界点。（所定の記号で表現すること。）
- ③ 事業計画に基づく潰地の辺長、及び親地番。
- ④ 確定成果に基づく辺長。
- ⑤ 設置する境界標の種類を示す記号。
- ⑥ 確定成果に基づく求積表。

2. 求積表は、所在・所有者・地番・地目・地積・潰地積・残地積等について、町名・条・丁目・地番の若い方から記入すること。

事業・管理・一般

図-6 平面図 標準レイアウト



CADでの領域設定は、図面の用紙サイズで。

1. 本市の業務で作成する用地平面図は、敷地図及び求積図に現況地物をはじめ、下記事項を重ねて記載すること。

(1) 調査測量の場合

- ① 既認定道路の路線名・路線番号・幅員に加えて道路基準(中心)点・中心線を記入する。
- ② 交差点又は折点ごとに、中心線方向角(Z)及び点間距離(CD)を記入する。
- ③ 地物のうち建物については居住者名及び構造・階層を示す略号を記入し、屋根の勾配

を

矢印で示すこと。

- ④ 電柱・共架柱等 (管理番号)
- ⑤ 地下埋設物 (種別) ⇒ 設計図書又は担当職員の指示がある場合。

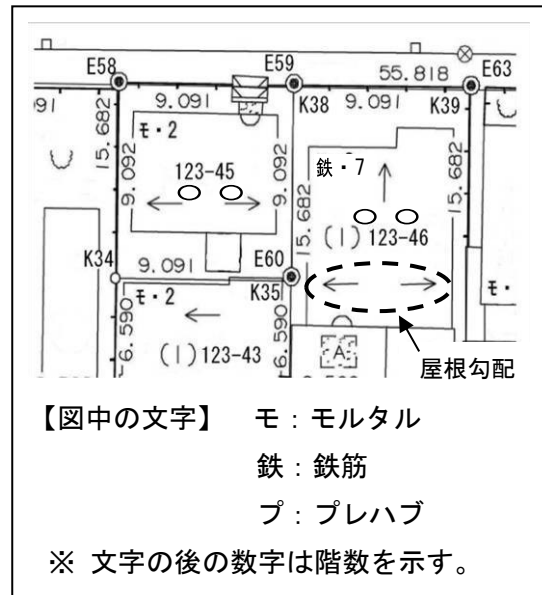
(2) 確定測量の場合は、さらに次の事項について

描き加えること。

- ① 事業計画に基づく用地幅杭線・事業区域界・

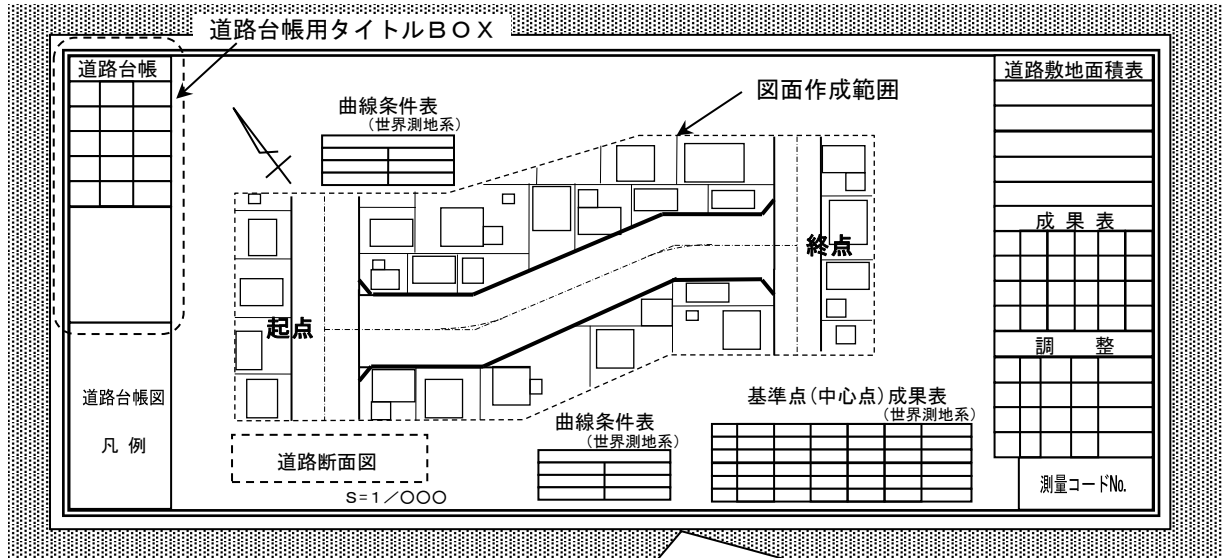
幅員に加え、中心線及び方向角(Z)並びに点間距離(CD)を記入する。

- ② 曲線条件表及び基準点(中心点)成果表。



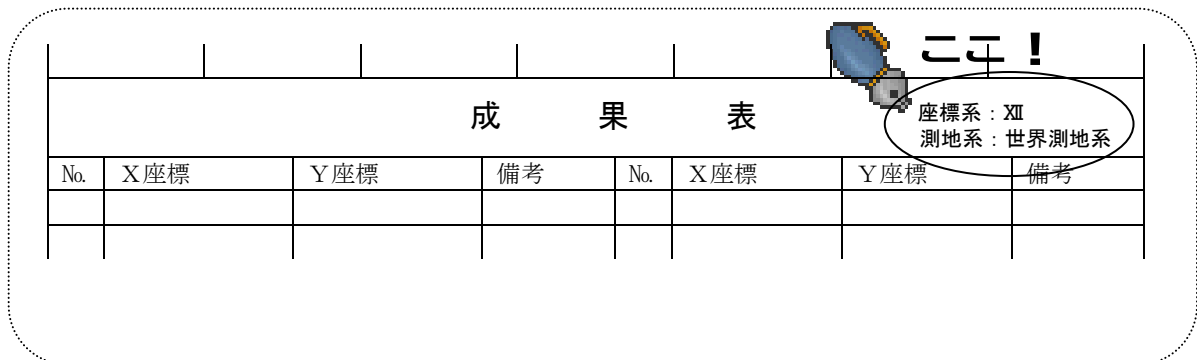
事業・管理・一般

図-7 道路台帳図 標準レイアウト



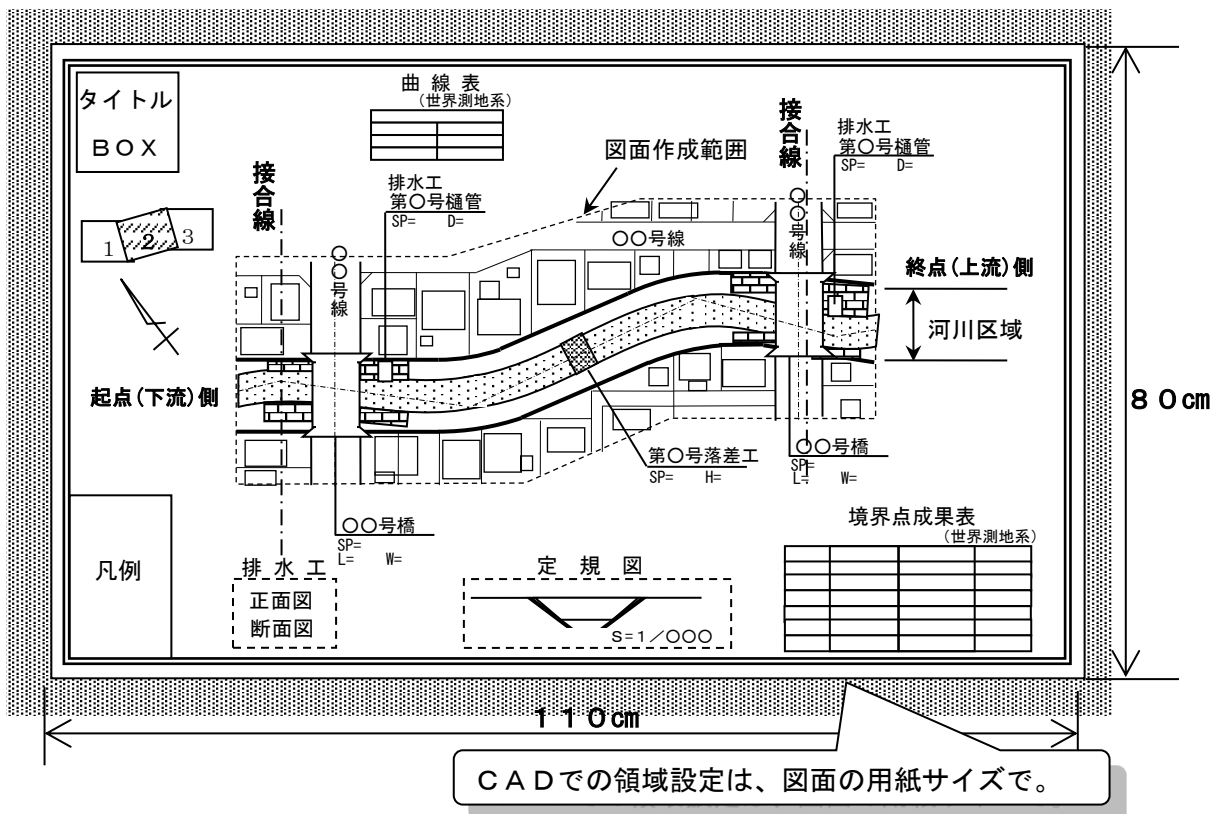
CADでの領域設定は、図面の用紙サイズで。

1. 図面の上方を概ね北方向として描画することとするが、道路の屈曲が大きい場合、又は図面が複数枚になる場合は、この限りでない。
2. 凡例は、道路台帳図用の凡例を使用すること。
3. 道路敷地面積表は、所在・所有者・地番・地目・地積・潰地積・残地積等について、路線の起点側から記入すること。
4. 道路構造物又は付属物の形状を調査する必要がある場合は、道路基準線（中心線）における延長、幅員、高さ、断面形状等について観測した結果を記入すること。
ただし、高さ・幅・距離等の測定誤差の許容範囲は1/500以内とし、単位はcmとする。
5. 道路台帳作成要綱及びサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。
6. 図面の仕上りや記載事項について、担当職員及び建設局総務部道路認定課台帳係の確認を得ること。
7. 成果表の右肩に、座標系及び測地系の種別を明記すること。



道路台帳

図-8 河川台帳図 標準レイアウト (河川管理台帳図：北海道様式)



1. 北海道様式：河川管理台帳図の記載事項

- (1) 住所・地番：すべての土地について記入する。
- (2) 辺長：河川区域界の辺長のみ記入する。(河川区域と接していない土地は不要)
- (3) 所有者名：河川区域内及び河川区域と接する土地について記入する。
- (4) 道路・河川名：図中全ての道路及び河川の名称を記入する。
- (5) 橋梁名：対象河川に架かる全ての橋梁名を記入する。
- (6) 定規図：断面形状が異なるごとに記入する。
- (7) 落差工・排水工：旗上げ表示のうえ、追加距離・管径・落差等の寸法を記入する。
- (8) 接合線：図面が複数枚になる場合は、図割り及び接合線を記入する。

2. 定規図及び落差工・排水工等の詳細図は、関係部局（下水道河川局事業推進部河川事業課または河川管理課）より取得した設計図（竣工図）をもとに描画するものとするが、現地の形状と明らかに異なる場合は、実測をもとに記入すること。

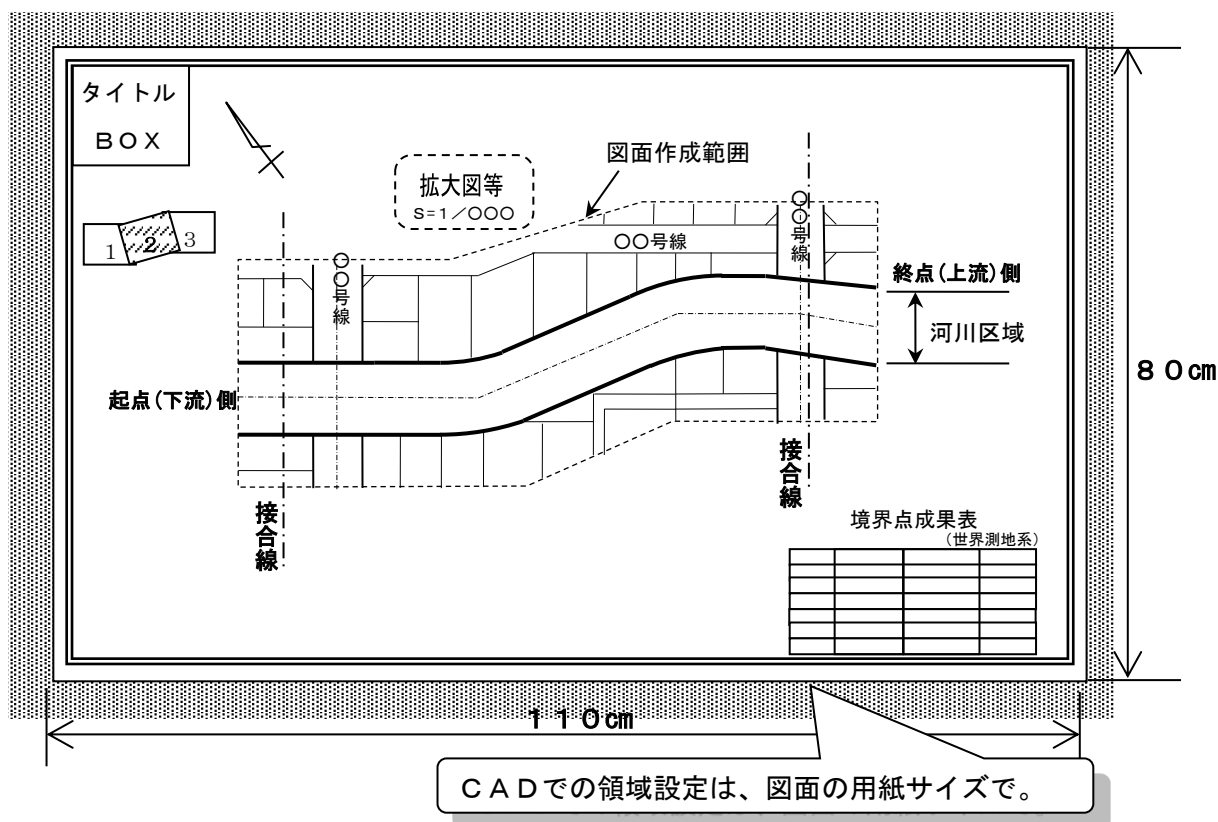
また、詳細図を記入しない場合は、担当職員及び関係部局の指示により、図中にスペースを空けておくものとする。

3. 本様式のサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。

4. 図面の仕上がりについて、担当職員及び関係部局の確認を得ること。

北海道・河川

図-9 河川台帳図 標準レイアウト (用地敷地図：北海道様式)



1. 北海道様式：用地敷地図の記載事項

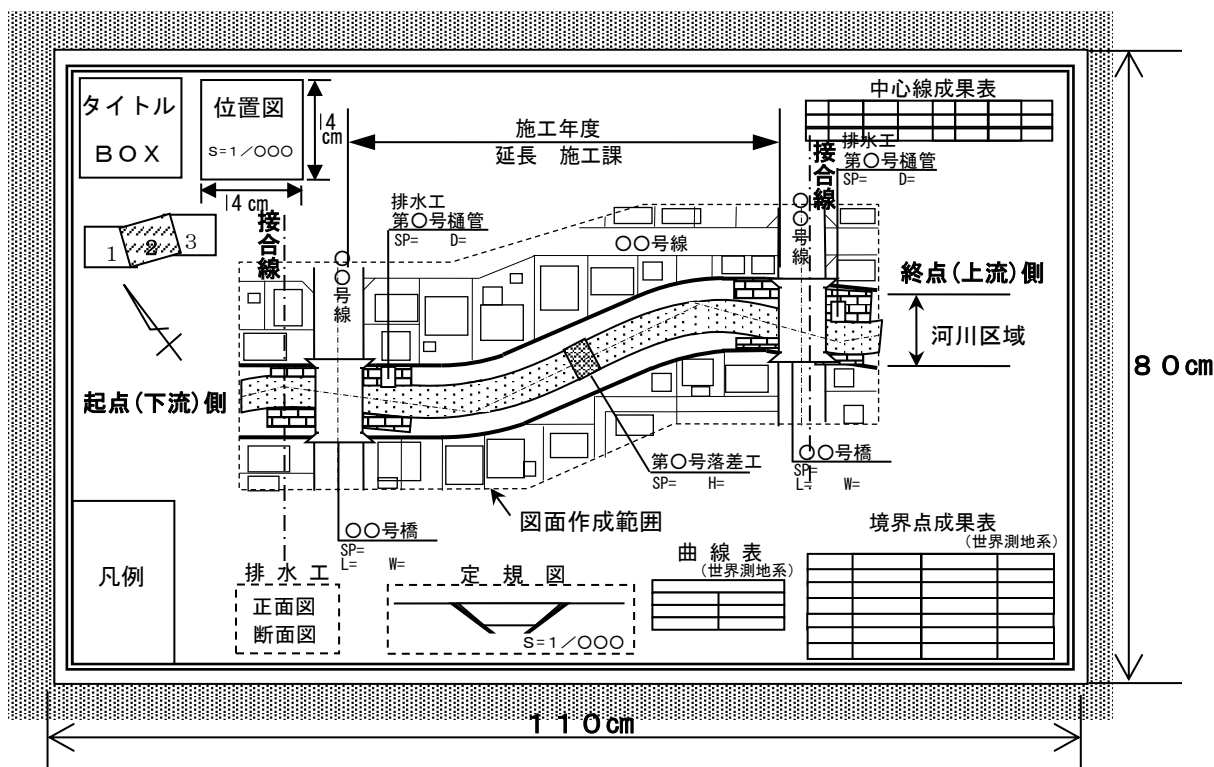
- (1) 住所・地番：すべての土地について記入する。
- (2) 辺長：河川区域界及び河川区域と接する土地の辺長のみ記入する。
- (3) 所有者名：河川区域内及び河川区域と接する土地について記入する。
- (4) 道路・河川名：図中全ての道路及び河川の名称を記入する。
- (5) 接合線：図面が複数枚になる場合は、図割り及び接合線を記入する。

2. 本様式のサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。

3. 図面の仕上がりについて、担当職員及び関係部局（下水道河川局事業推進部河川事業課または河川管理課）の確認を得ること。

北海道・河川

図-10 河川台帳図 標準レイアウト (河川管理台帳図：札幌市様式)



1. 札幌市様式：河川管理台帳図の記載事項

- (1) 住所・地番：すべての土地について記入する。
- (2) 辺長：すべて不要である。
- (3) 所有者名：河川区域と接する土地について記入する。(河川区域内は不要)
- (4) 道路・河川名：図中全ての道路及び河川の名称を記入する。
- (5) 橋梁名：対象河川に架かる全ての橋梁名を旗上げ記入する。
- (6) 定規図：断面形状が異なるごとに記入する。
- (7) 落差工・排水工：旗上げ表示のうえ、追加距離・管径・落差等の寸法を記入する。
- (8) 接合線：図面が複数枚になる場合は、図割り及び接合線を記入する。
- (9) 施工情報：図面上部余白に改修工事の施工年度・施工延長・施工課名を記入する。
- (10) 位置図：図面の余白に1/10000程度の位置図を記入する。(14 cm×14 cm)
- (11) 占用許可物件：河川管理者において許可した整理番号を記入する。

CADでの領域設定は、図面の用紙サイズで。

2. 定規図及び落差工・排水工等の詳細図は、関係部局（下水道河川局事業推進部河川事業課または河川管理課）より取得した設計図（竣工図）をもとに描画するものとするが、現地の形状と明らかに異なる場合は、実測をもとに記入すること。

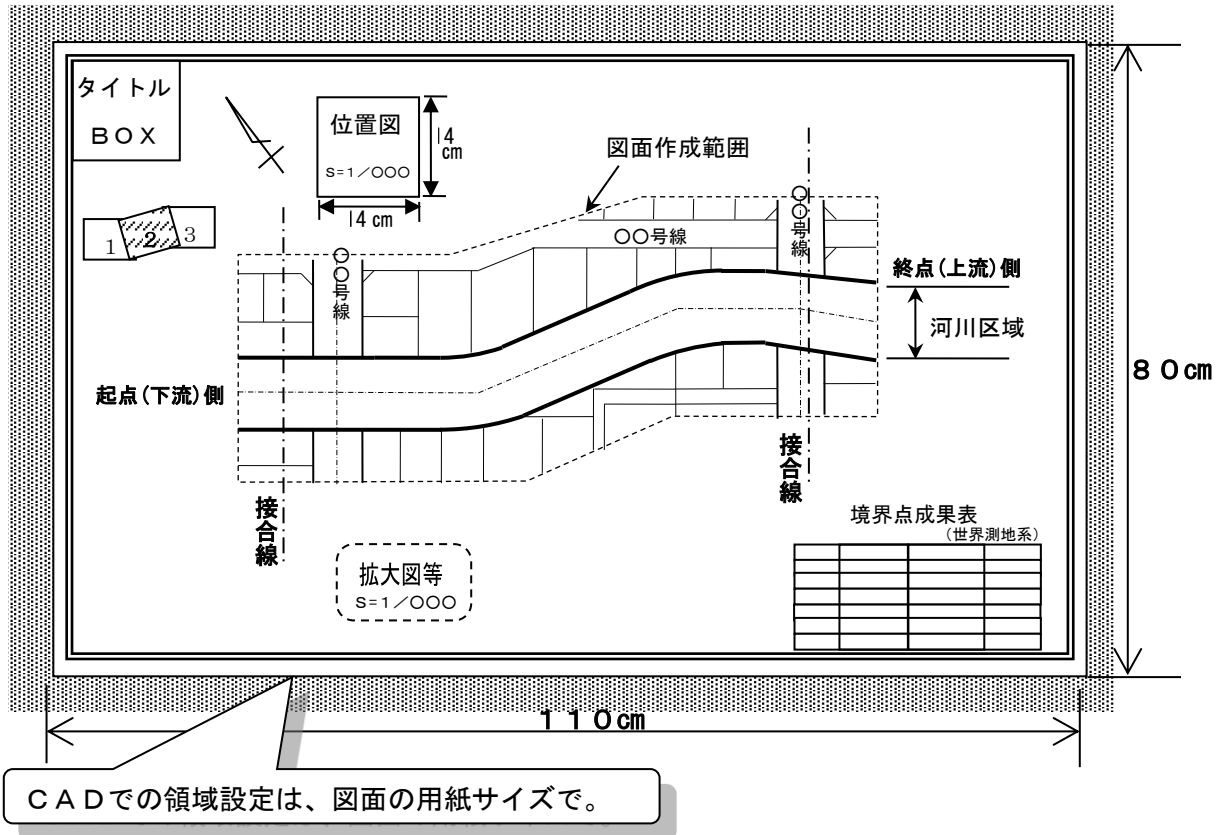
また、詳細図を記入しない場合は、担当職員及び関係部局の指示により、図中にスペースを空けておくものとする。

3. 本様式のサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。

4. 図面の仕上がりについて、担当職員及び関係部局の確認を得ること。

札幌市・河川

図-11 河川台帳図 標準レイアウト (敷地図：札幌市様式)



1. 札幌市様式：敷地図の記載事項

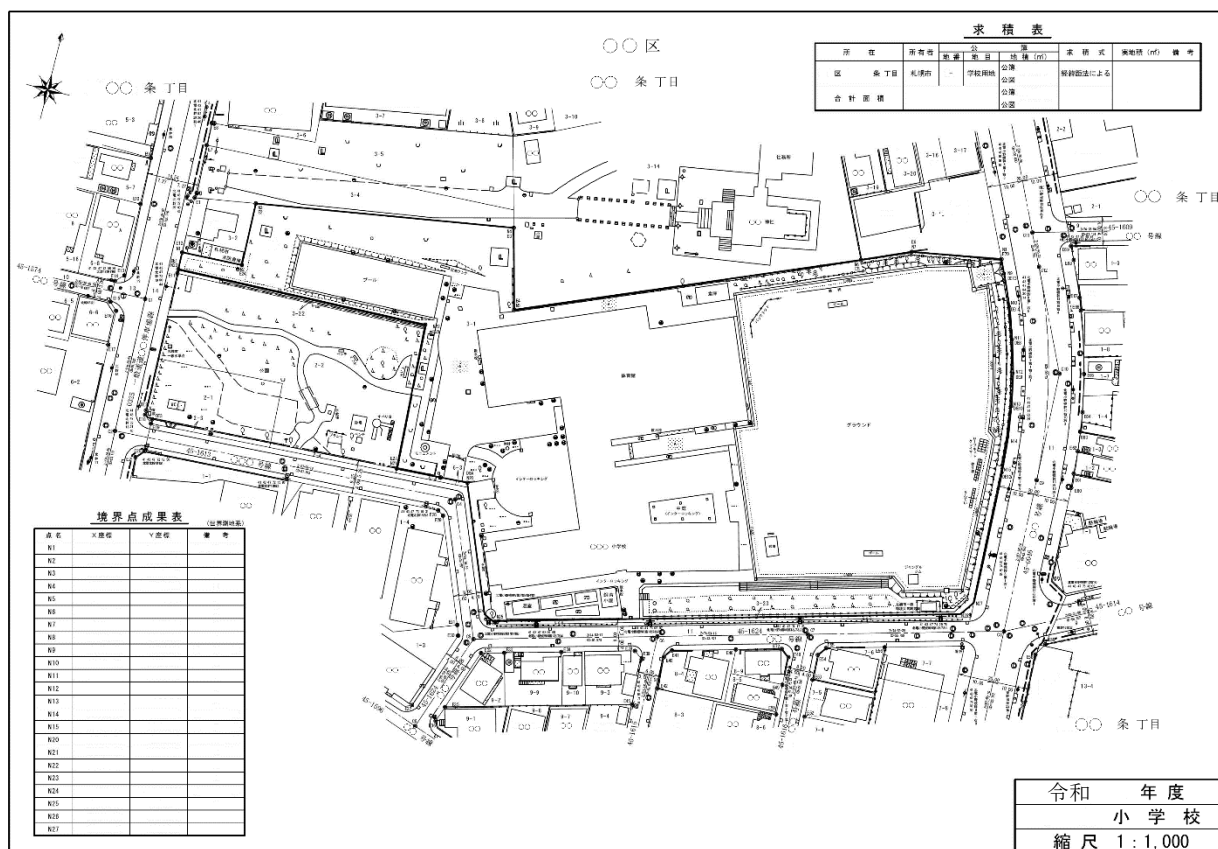
- (1) 住所・地番：すべての土地について記入する。
- (2) 辺長：図中すべての土地について記入する。
- (3) 所有者名：河川区域内及び河川区域と接する土地について記入する。
- (4) 道路・河川名：図中全ての道路及び河川の名称を記入する。
- (5) 接合線：図面が複数枚になる場合は、図割り及び接合線を記入する。
- (6) 位置図：図面の余白に1/10000程度の位置図を記入する。(14 cm×14 cm)

2. 本様式のサンプル図が必要な場合は、担当職員に申し出ること。

3. 図面の仕上がりについて、担当職員及び関係部局（下水道河川局事業推進部河川事業課または河川管理課）の確認を得ること。

札幌市・河川

図-12 学校管理図 標準レイアウト（現況図）

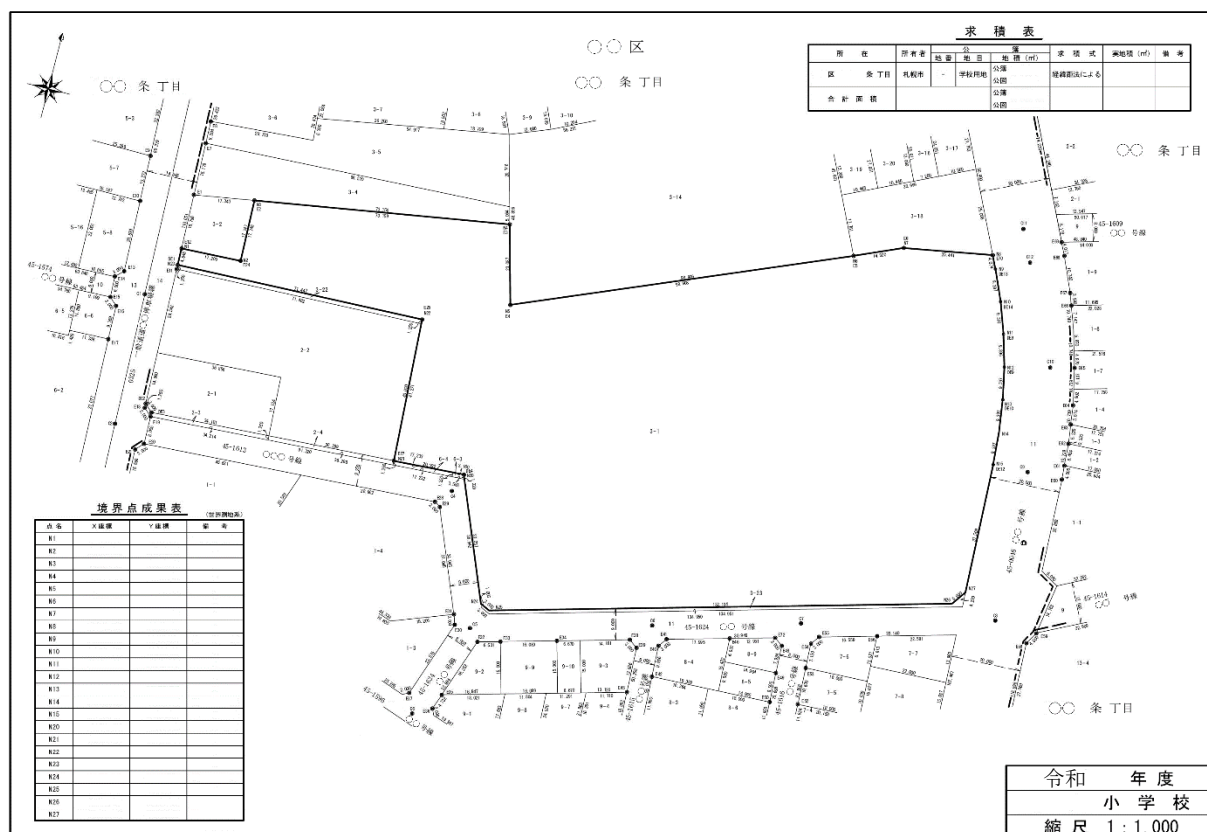


学校管理図（現況図）の記載事項

1. 用紙サイズは、B4版とする。
2. すべての境界線の辺長は不要である。
3. 学校用地の境界線を黒太線とし、その他の境界線より強調すること。
4. 図面の右上に求積表を記入すること。
5. 図面の余白に境界点成果表を記入し、右肩に測地系の種別を明記すること。
6. 遊具等の名称を記入すること。
7. 樹木は、所定の地図記号で真位置に描画するものとするが、生垣・寄植え等の場合は範囲を示すこと。

学校

図-13 学校管理図 標準レイアウト（求積図）

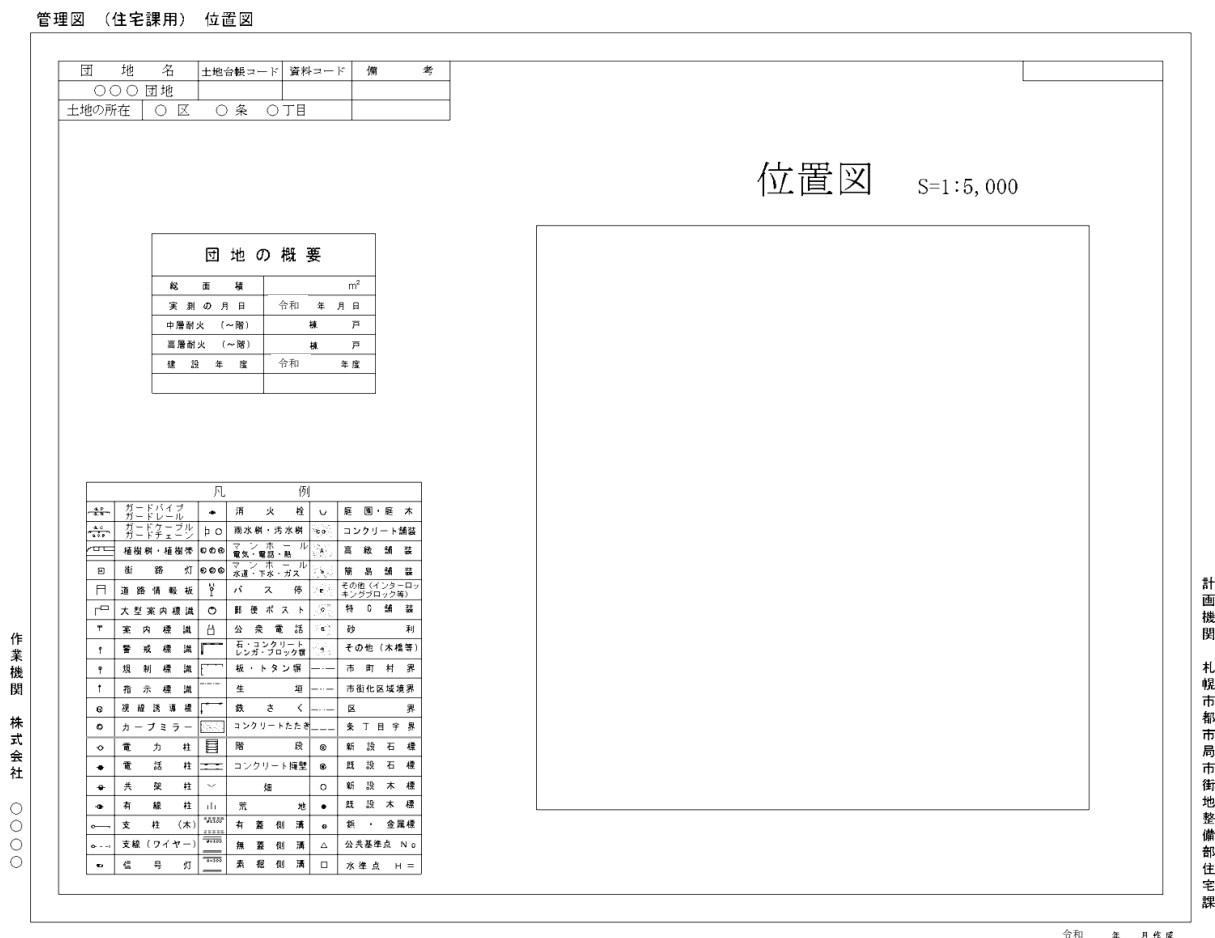


学校管理図（求積図）の記載事項

1. 用紙サイズは、B4版とする。
2. 図中すべての境界線の辺長を記入すること。
3. 学校用地の境界線を黒太線とし、その他の境界線より強調すること。
4. 図面の右上に求積表を記入すること。
5. 図面の余白に境界点成果表を記入し、右肩に測地系の種別を明記すること。



図一 15 住宅課 管理図 標準レイアウト (位置図)



作業機関 株式会社 ○ ○ ○ ○

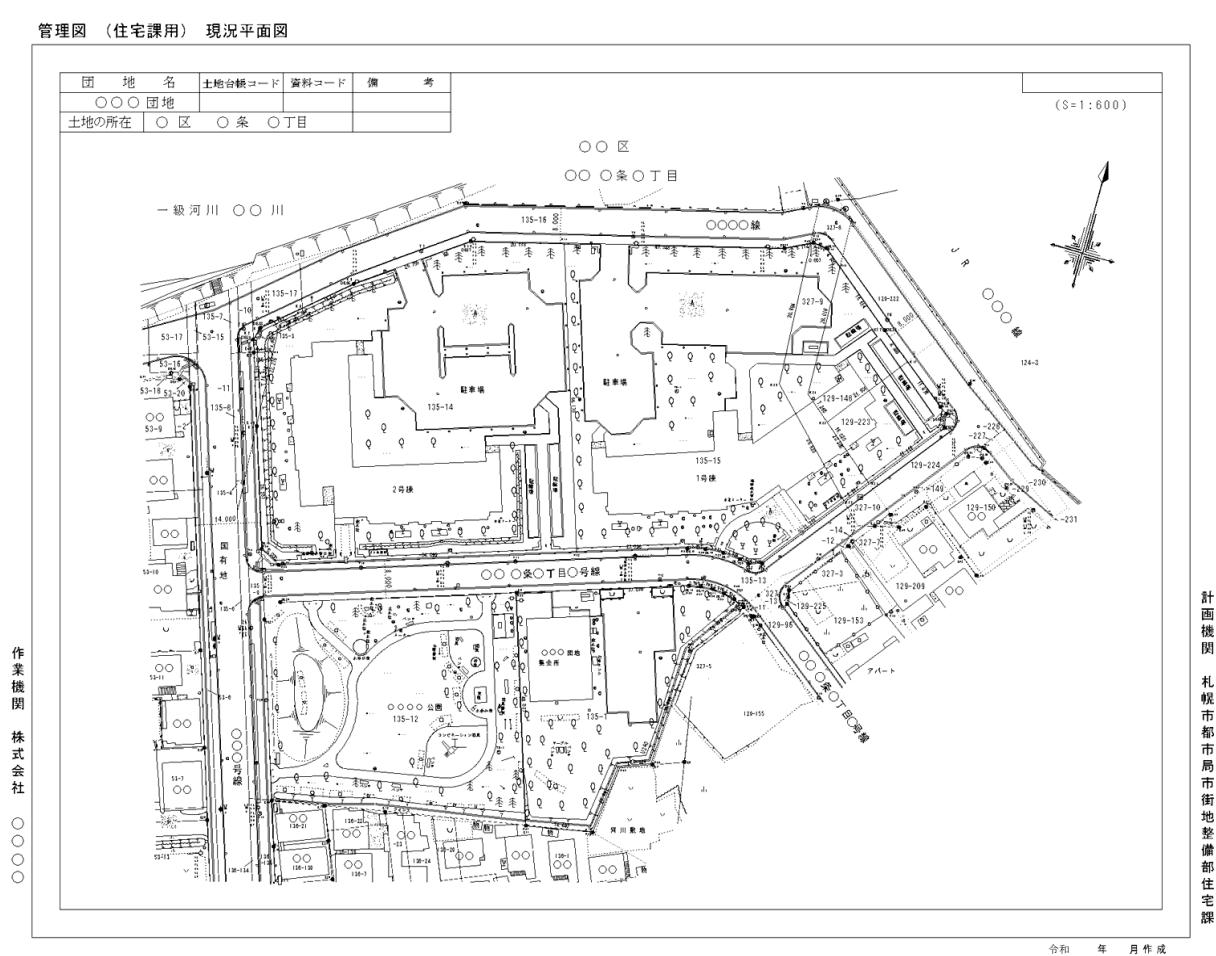
計画機関 札幌市都市局市街地整備部住宅課

住宅管理図 (位置図) の記載事項

1. 用紙サイズは、B3版とする。
2. 位置図は、地図情報レベル 5000 程度とし、対象地を黒太線で囲むこと。



図一 16 住宅課 管理図 標準レイアウト (現況平面図)

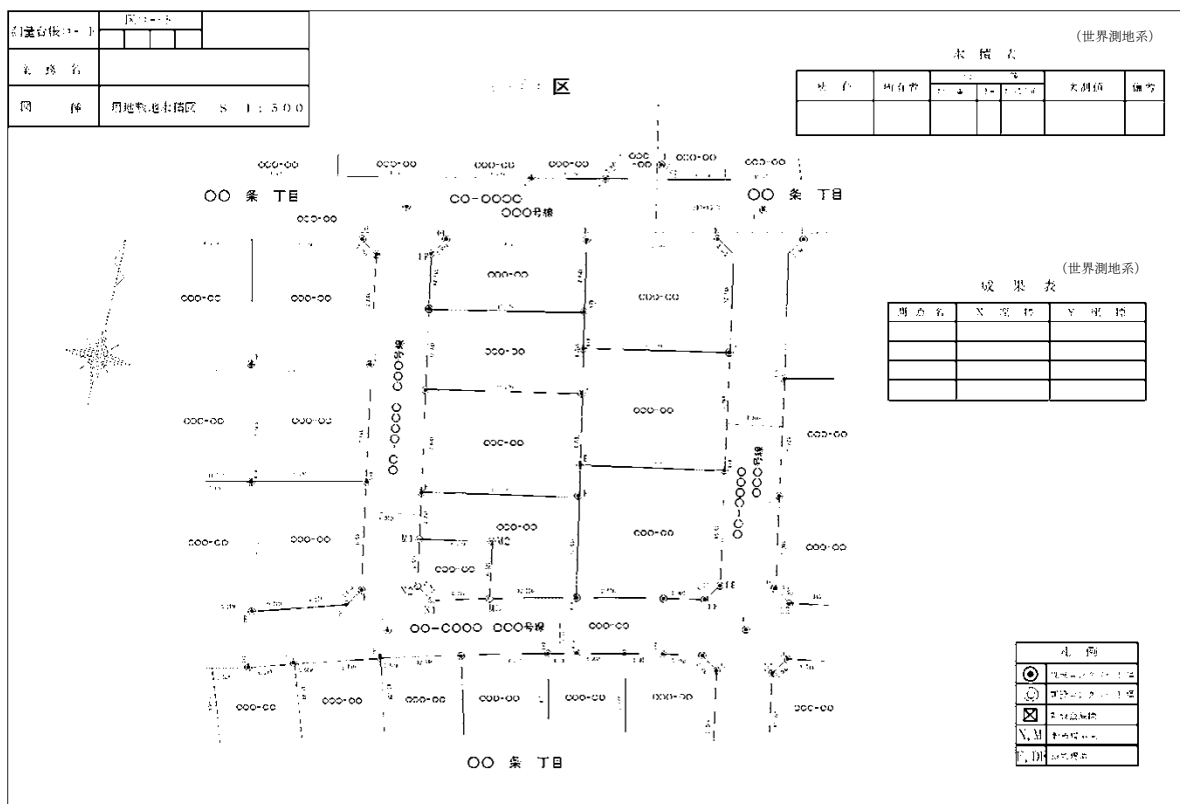


住宅管理図 (現況平面図) の記載事項

1. 用紙サイズは、B3版とする。
2. 住宅課管理用地の区域界についてのみ辺長を記入すること。
3. 敷地内の遊具、その他の施設の名称を記入すること。
4. 樹木は、所定の地図記号で真位置に描画するものとするが、生垣・寄植え等の場合は範囲を示すこと。



図-19 消防管理図 標準レイアウト (用地敷地求積図)



用地敷地求積図の記載事項

1. 用紙サイズは、B4版とする。
2. 図中すべての境界線の辺長を記入すること。
3. 図面の余白に成果表及び求積表を記入し、右肩に測地系の種別を明記すること。
4. 面積は用地測量の結果をもとに記入するものとするが、実測を伴わない場合は、登記されている面積を記入すること。

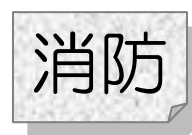
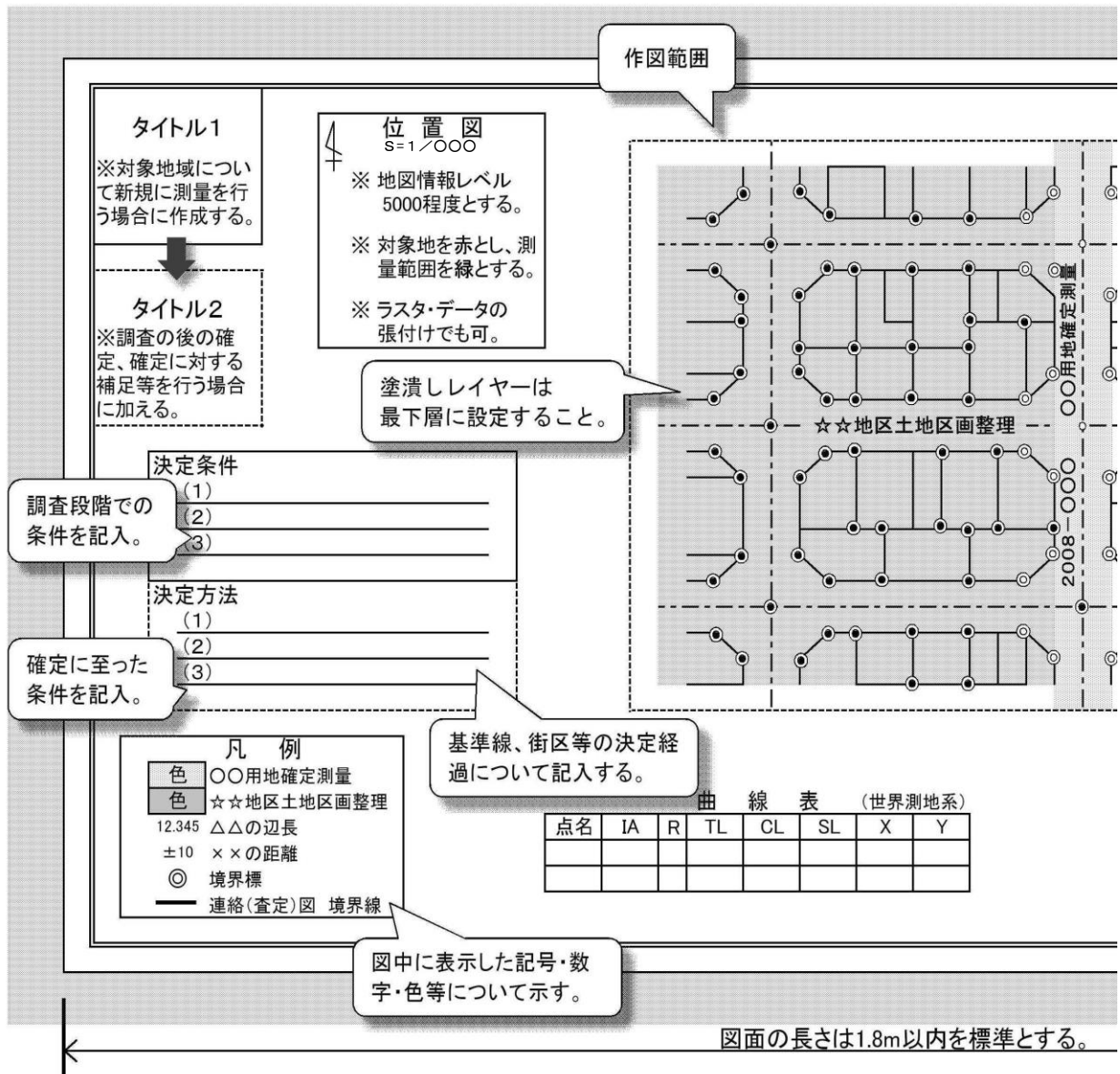
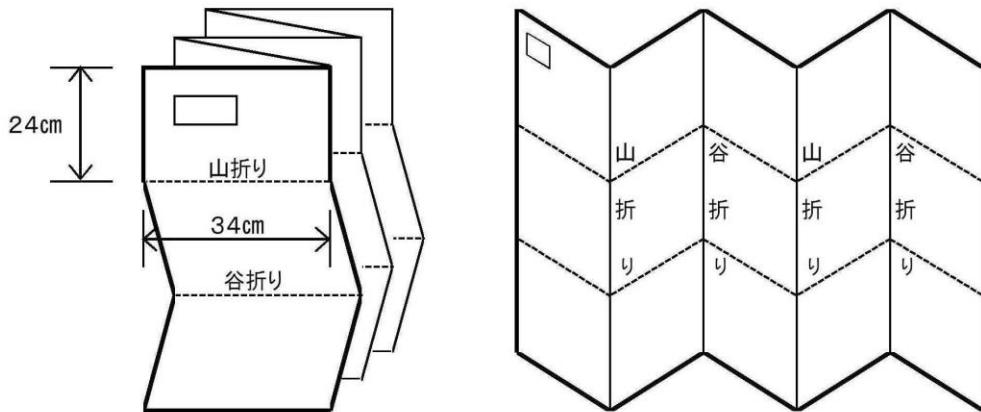


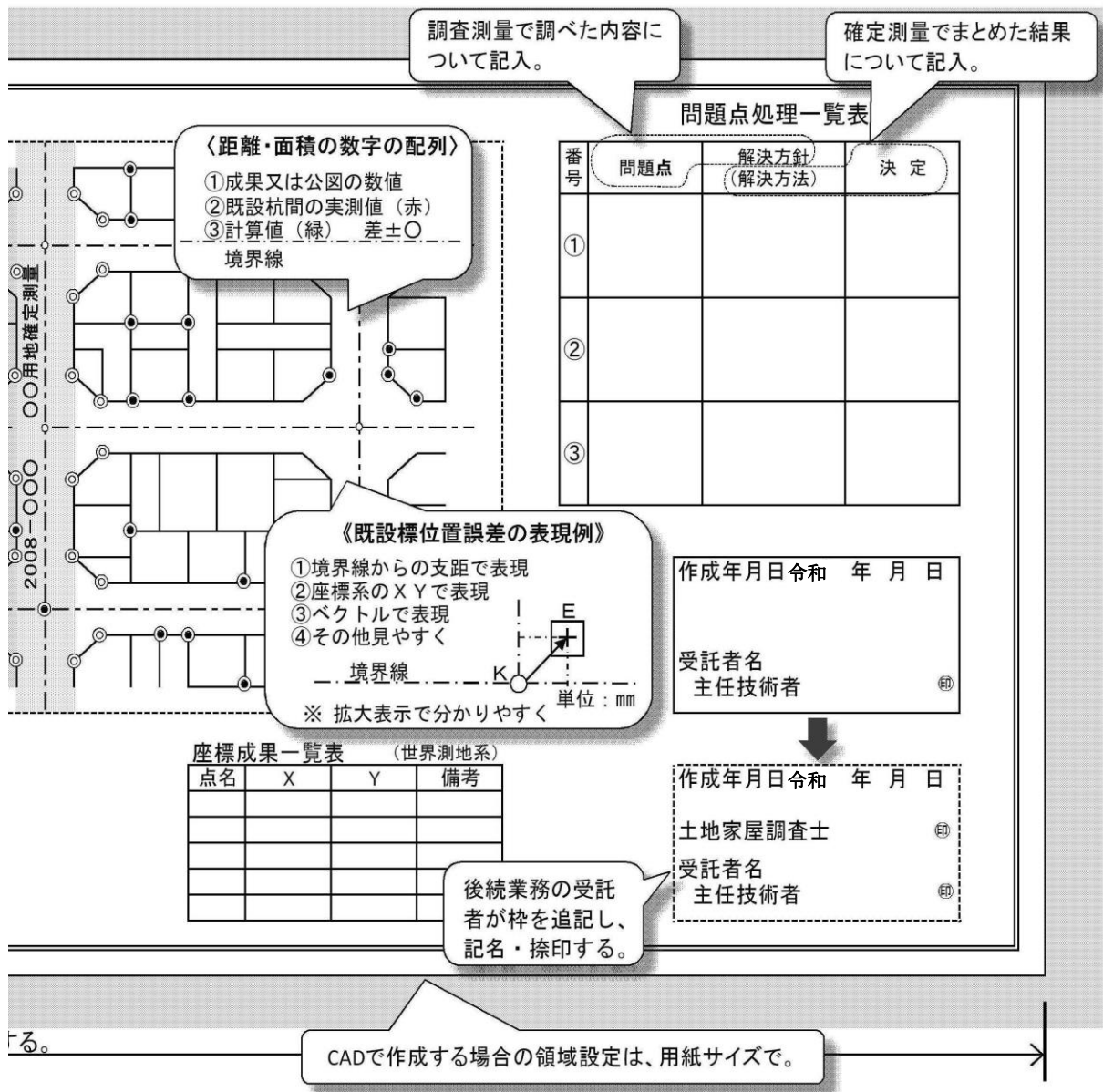
図-20 境界精査図 標準レイアウト



【境界精査図(図面)の折りたたみ方】※ タイトルを表にする。



※ 綴リシロは不要



作図にあたり、各情報の色分を下表のとおり定める。

【線情報色分表】

基 図	基準とした既設杭 設定した基準線	土地連絡図等	事業予定線 (道路・河川等)
黒	緑	オレンジ	任意
実 線	実 線	実 線	点 線

【面情報色分表】

確定地等	重複地	空白地	未処理用地	その他問題箇所
黄	青	ピンク	茶	任意

注:塗潰し・ハッチング等の面情報は、その他の情報と異なるレイヤーに作成し、最下層に設定すること。

【文字情報色分表】

実測値	計算(調整)値	その他	差
赤	緑	黒	赤・緑